

2023.11.23

定款に株式譲渡制限条項がある場合の必要書類

Q

お客様からのご質問

私は中小企業の経営者です。

この度、後継者の息子に、毎年自社の株式を贈与したいと考えております。

当社は定款において、株式の譲渡制限条項がついておりますが、後継者に株式を贈与する場合の具体的な手続きを教えてください。

A

キド先生からの回答

定款に株式譲渡制限条項がある場合、株式の贈与においてもこの譲渡制限に抵触します。したがって、次のような手続きを取るようにしてください。

- 1 贈与者（社長）が会社に対して株式譲渡承認請求書を提出します。
- 2 会社の取締役会で株式贈与の承認手続きを行います。
（注）会社の取締役会での承認手続の議事録が必要になります。
- 3 会社から贈与者（社長）へ株式譲渡承認通知書を送ります。
- 4 贈与者（社長）と後継者との間で、株式贈与契約書を締結します。
- 5 後継者は株式名義書換請求書を会社へ提出します。
（注）後継者から会社へ株式名義請求手続きを要求します。
- 6 株主名簿を更新し、①～⑤の書類を株主名簿に添付します。

キド先生からのコメント

相続・事業承継においては、必ず会社の定款を確認することをお勧めいたします。また、定款が現状にそぐわない場合は、速やかに改訂手続きを行ってください。定款の改訂は株主総会において、特別決議が必要となりますので、ご注意ください。詳しくは顧問税理士とよくご相談ください。

